

## 附 錄

## 附錄 1

「基準認證政策概述」簡報資料

# 基準認証政策について

平成20年9月11日

経済産業省

基準認証政策課 高砂義行

# 全体の構成及び目次

---

I. 標準化

II. 国際標準化

III. 国際標準化の重要性

# I. 標準化とは

1. 標準化と標準
2. 標準化とは
3. 標準化の目的
4. 標準の種類
5. 標準化の例
6. JISの制定

# 1. 「標準化」と「標準」

## ➤ 「標準化」(Standardization)

自由に放置すれば多様化、複雑化、無秩序化する事柄を少数化、単純化、秩序化する「行動」。

## ➤ 「標準」(Standards)

- 標準化により制定される「取決め」。規格。
- 強制的なものとは任意のものが存在。我が国では一般的には「任意規格」(例：日本工業規格(JIS))を指す

## ➤ 工業標準化法における定義

— 「工業標準化」とは鉱工業品の品質、生産方法、使用方法等を全国的統一し、又は単純化することをいい、「工業標準」とは、「工業標準化」のための基準を指す。

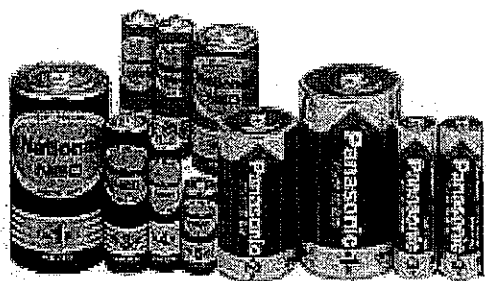
— 工業標準化法により制定された「工業標準」は、「日本工業規格」という。

⇒ 「標準化」は行為、「標準」は一般名詞、「規格」は特定の「標準」を指す。

## 2. 標準化とは－標準(規格)とは－

乾電池の「単1形」、「単2形」などのように標準化を行うために作られた一定の取り決めを標準(standard)という。指定されたタイプの乾電池であれば、どのメーカーのものでも使える。

このように、寸法や品質を統一しておけばだれでも簡単に電池を交換することができる。この互換性は標準化による最も基本的な機能の一つ。



IECおよびJIS規格	日本の呼び方	米国の呼び方
R20	単1形	D
R14	単2形	C
R6	単3形	AA
R03	単4形	AAA
R1	単5形	N

### Standardの語源

古典フランス語<sup>標準</sup>estandardを語源としている。もとは戦場で軍勢を集合させる際、その場所を明確に示すために立てた“旗”を意味していた。ここから、今日の「基準、取り決め」などの意味が派生してきたと考えられている。

### 3. 標準化の目的

#### 標準化の目的

- 互換性・インターフェースの整合性の確保
- 生産効率の向上
- 製品の適切な品質の設定
- 相互理解の促進

- 技術の普及(研究開発の成果) *性能向上  
利便性*
- 安全・安心の確保(消費者保護、高齢者・障害者配慮) *高齢者  
認知機能低下  
不具合  
事故発生 → 被害事例*
- 環境(省エネ、リサイクル等)
- 産業競争力の強化、競争環境の整備
- 貿易促進 *市場開拓  
競争力向上*

従来

近年



## 4. 標準の種類

### ① デジュール標準 (de jure standard)

- ▶ “de jure”はフランス語の「法にあった」、「法律上で正式の」の意。公的標準。
- ▶ 公的な機関で明文化され公開された手続きによって作成された標準。

(例) 写真フィルム感度

ISO100

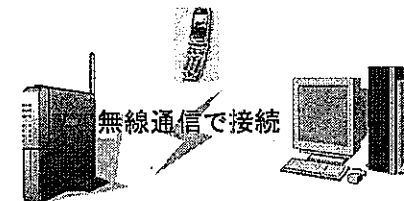
ISO400



### ② フォーラム標準 聯盟標準

- ▶ 関心のある企業などが集まって結成された“フォーラム”が中心となって作成された標準。
- ▶ 公的ではないが、“デジュール標準”のような開かれた手続きを持つ。特に、先端技術分野の標準を作成する場合によく利用される。

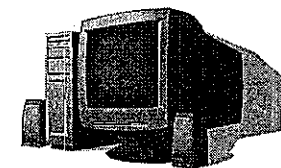
(例) Blue Tooth



### ③ デファクト標準 (de fact standard)

- ▶ “de fact”はフランス語の「事実上の」の意
- ▶ 実質標準
- ▶ 実質的に国際市場で採用しているいわゆる「世界標準」。法的根拠はないが市場での競争力で勝ち抜いた標準。

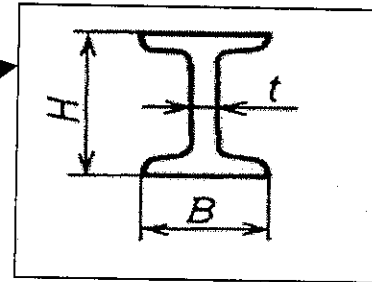
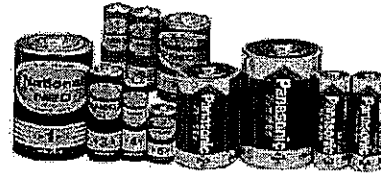
(例) Windows



# 5. 標準化の例(1) - 互換性の確保、安心安全の確保 経済産業省

## 互換性の確保、生産効率の向上

- 互換性・インターフェースの整合性の確保  
※ ボルト、ねじ、乾電池、電球、紙のサイズ
- 基礎・横断的試験方法、器具、試験装置  
 金属等材料試験方法(引張、硬さ、曲げ試験)、工業排水・排ガス分析方法
- 基礎資材・材料、加工方法  
 建築・土木基礎資材、各種金属材料、めっき
- 用語、記号・製図、寸法・サイズ、コード  
 安全色及び安全標識、機械製図



## 安心安全の確保

- 消費者保護  
 消費者用警告図記号
- 事故対応  
※ 自動回転ドア(安全性) → 最大速度、緊急停止装置等を規定  
 建材中のアスベスト含有率測定方法
- 機械安全・労働安全  
 安全色・安全標識、機械類の安全表示方法



危害・損害	表示方法
危険 (Danger)	危険
警告 (Warning)	警告
注意 (Caution)	注意



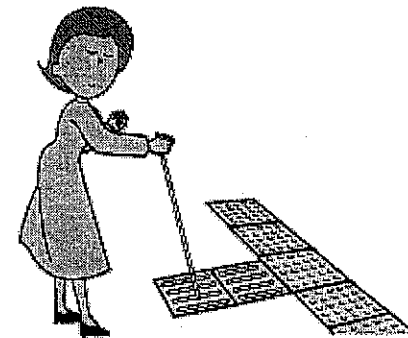
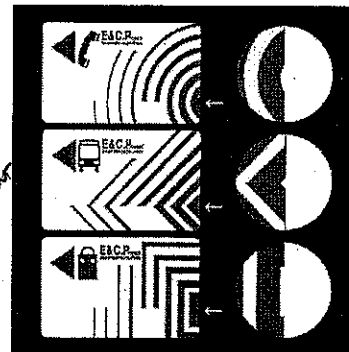
## 5. 標準化の例(2) - 環境保護、高齢者・障害者保護 METI 経済産業省

### 環境保護

- 製品規格に環境側面を導入するための指針、環境ラベル等
- 再生鋼材、再生ゴム、トイレットペーパー、鉛フリーはんだ
- 電気機器、ガス・石油機器等の省エネルギー率の算出方法
- 太陽光発電・風力発電・燃料電池発電(寿命試験、システム、効率測定方法等)、水素電池(密閉形ニッケル・水素電池、各種試験方法)

### 高齢者・障害者保護

- 包装・容器(牛乳パック、シャンプー・リンス、プリペイドカードの切り欠き)
- 視覚障害者誘導用点字ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列



## 5. 標準化の例(3)-産業競争力の強化、マネジメント規格 経済産業省

### 産業競争力の強化、競争環境の整備 整備

#### ➤ 相互理解、競争環境の整備

- ファインセラミックス用語、超電導用語、燃料電池発電用語、太陽光発電用語
- 炭素繊維強化プラスチックの各種試験方法、光触媒材料の空気浄化性能試験方法
- 電気自動車(安全性・効率試験方法)、電動アシスト自転車(走行距離測定方法)

#### ➤ 新製品、先端技術の普及

- ニッケル・水素電池、太陽電池のセル・モジュール、ポータブル機器用リチウム二次電池
- 二次元コード(QRコード)の基本仕様

### マネジメント規格 マネジメント規格

#### ➤ 品質分野

品質マネジメントシステム要求事項

#### ➤ 環境分野

環境マネジメントシステム要求事項

#### ➤ その他のマネジメント規格

苦情対応、個人情報保護、リスクマネジメント

## 6-1. JISの制定(1)

➤ JISは工業標準化法に基づく鉱工業品等に係る国家規格  
(法第2条)

\* ISO等では近年サービスに関する標準化が検討されており、当該分野に如何に対応するかが検討課題の一つ。

➤ JISは、製品規格(製品等の性能に関するもの)、方法規格  
(試験方法等)、基本規格(用語等)に大別

\* 近年では製品規格に関しては「構成、材料等を詳細かつ具体的に定める仕様規格」よりも「必要とされる性能のみを規定した性能規格」が主流。

➤ JISの主務省庁は、経済産業省、厚生労働省(医療機器、  
労働安全等)、国土交通省(建築物の安全、船舶、鉄道等)、  
農林水産省、文部科学省

\* 法律上は総務省、環境省も主務省庁となりうるが両省が制定したJISはない。

\* 例えば医療電子機器に係るJISは、経済産業省及び厚生労働省の共管

\* 農林水産省及び文部科学省が所管するJISはそれぞれ1つのみ。

## 6-2. JISの制定(2)

- JISの制定に当たっては、工業標準化法に基づいて設置されている日本工業標準調査会(JISC)における審議が不可欠。主務省庁は複数以上だが、JISCの事務局は経済産業省に設置(基準認証U)。

\* 他省庁所管のJISについては基準認証Uは「JISCの事務局」として事務処理を行う。

- JISCは、主務大臣(経済産業大臣等)からJISの制定・改正等に係る付議を受け、調査審議し、答申
- 主務大臣は、JISCの答申を受け、JISを制定・改正

## 6-3. JISの制定(3)

➤ JISは、次の2つの原案作成方法がある。

①国(主務大臣)によるJIS原案作成。

国からの委託に基づく原案作成。多くは民間団体等への原案作成委託。

②民間団体等利害関係人によるJIS原案作成

民間団体(主としてJSA)が自らのリソースによりJIS原案を作成し、国(主務大臣)に申出する場合。

➤ 今後は、JIS原案に関しては②が主流。ただし、この場合においても国は標準化の重点分野を提示すべき。

\* 国の委託の対象は、基本的にはJIS原案作成に至るまでの調査研究、安全安心分野。

\* JISの著作権は原案作成団体が保有

## 6-2. JISの分類(1)

▶JISには、それぞれに番号が付与されている。このJIS番号は、分野を表すアルファベット一文字と原則として4けたの数字との組合せからなる。

### JIS G 3102 機械構造用炭素鋼

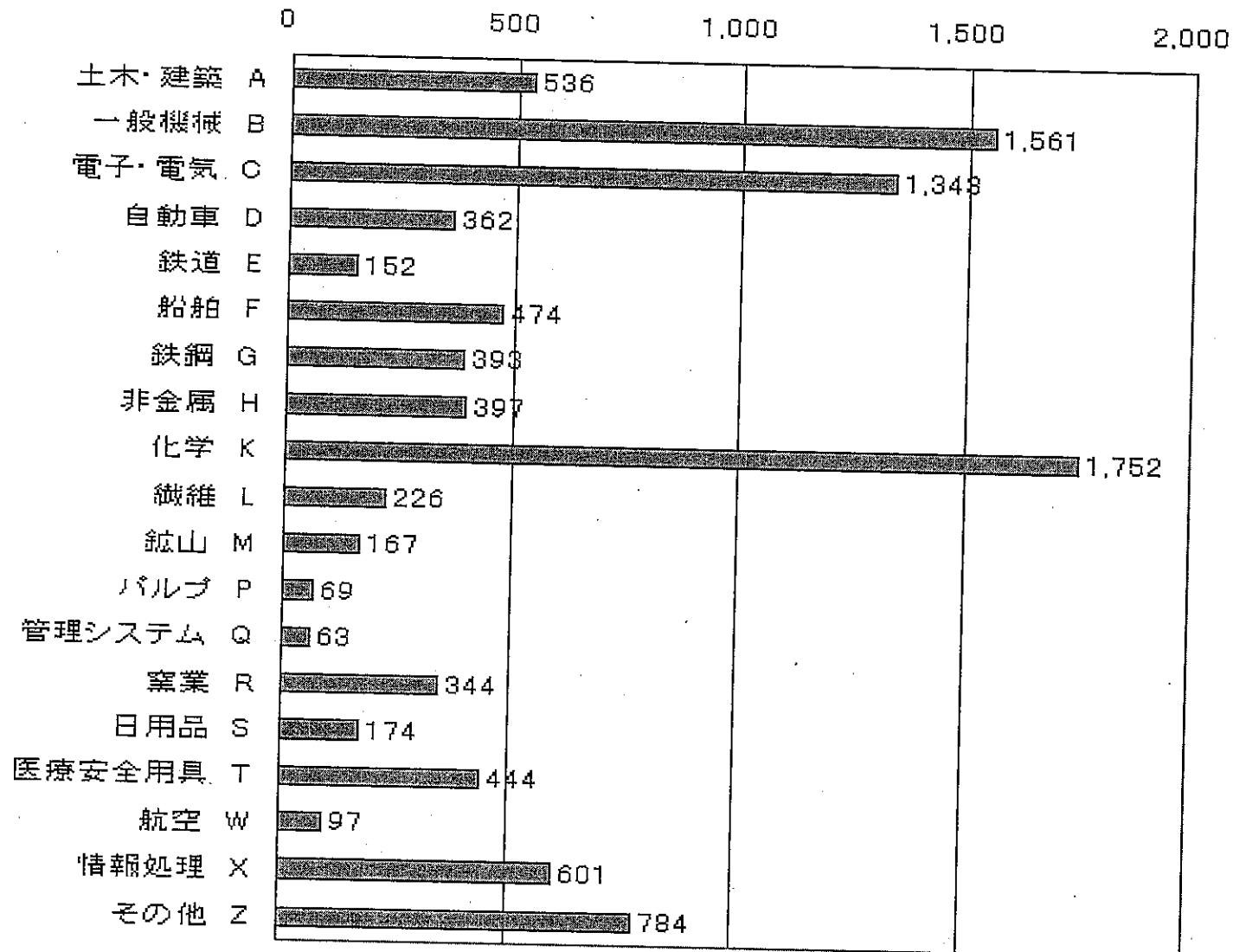
▶アルファベットの「G」は部門名(鉄鋼分野)を表す。「3102」は分類番号で、例えば鉄鋼分野では、~0999:共通、1000~1999:分析方法、2000~2999:原材料、3000~3999:鋼材.....となっている。

▶ISO、IECでは、規格番号は数字(5桁)のみであって、その数字は基本的には時系列。

▶ISO9001:「大体」9000番目にできた国際規格。ただ、ISOとしてPRしたい規格は、14000, 22000, 26000等の区切りのよい番号を事前に「予約」している。



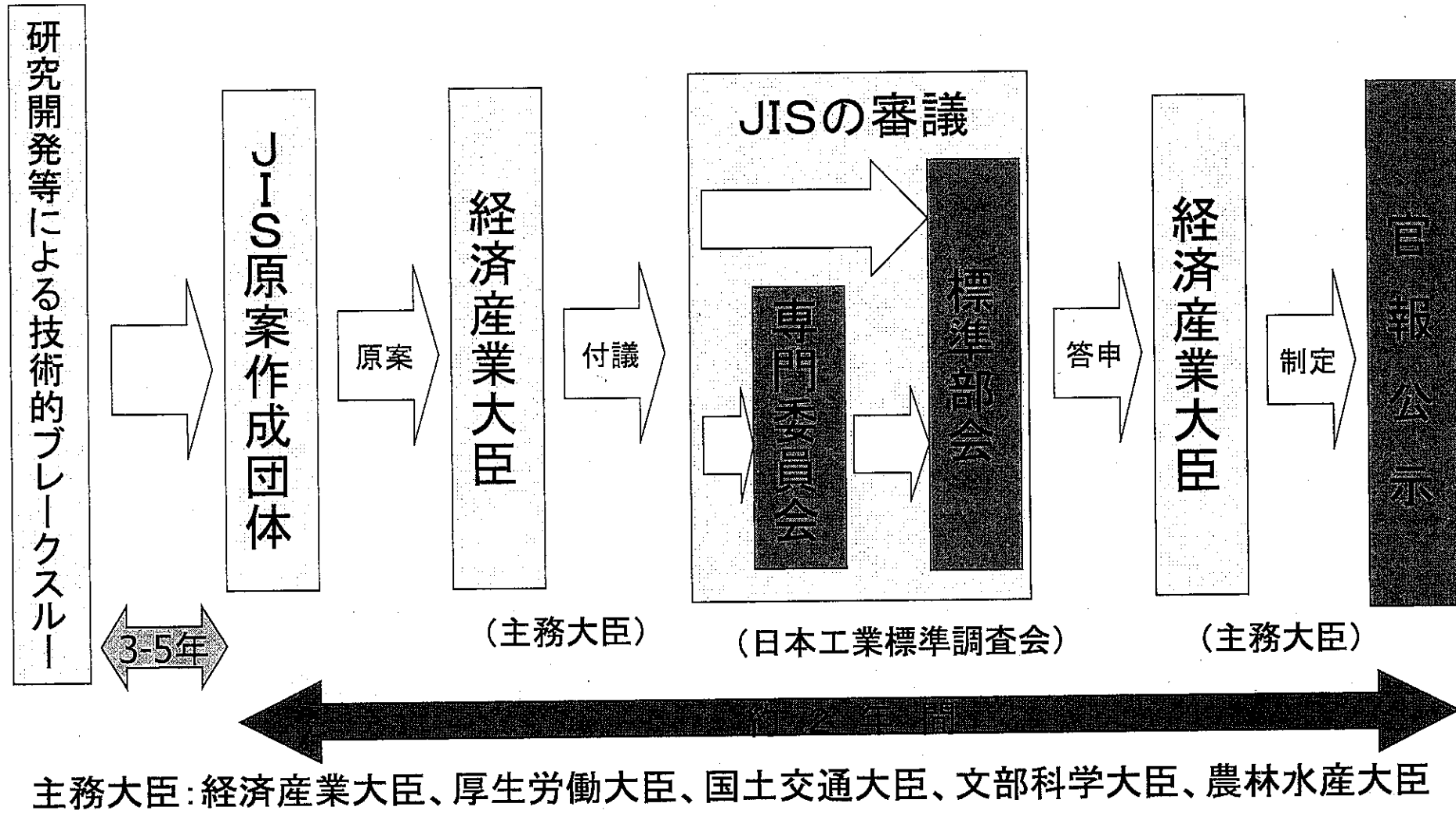
# 6-2. JISの分類(2)



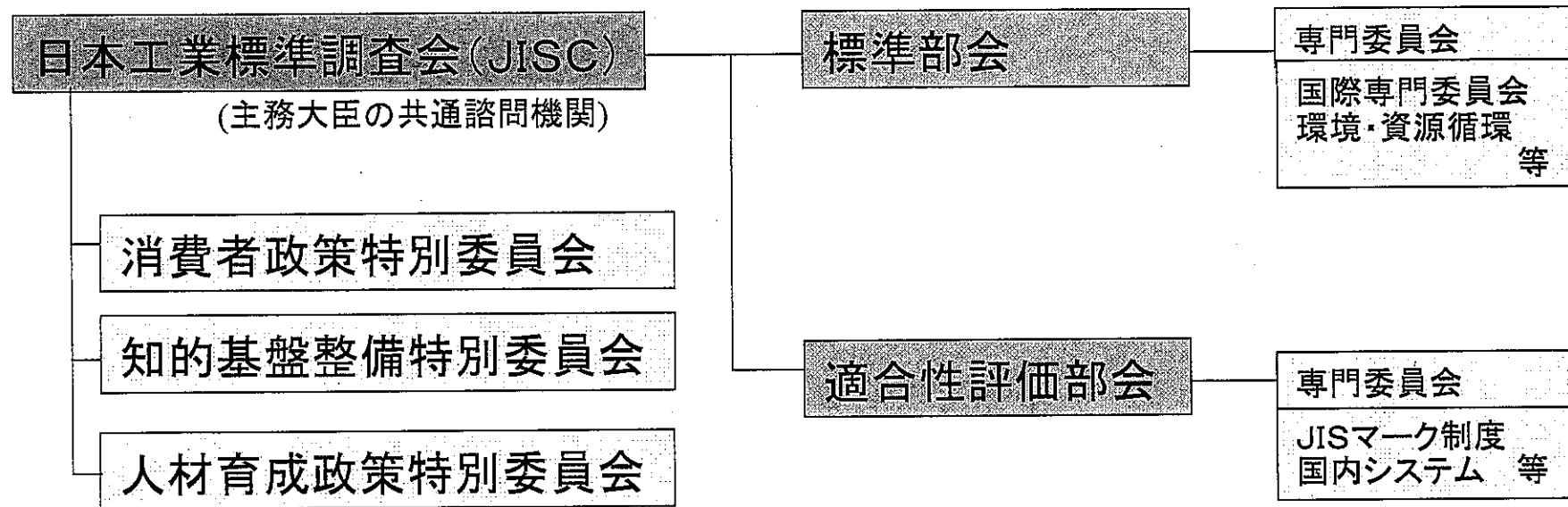
9ヶ月前

2007年12月31日現在

# 6-3. JISの制定等のプロセス



# 6-4. 日本工業標準調査会



参加委員等：産業界、学識経験者、消費者等三者構成。全体で約500名  
事務局：経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット

## Ⅱ．国際標準化

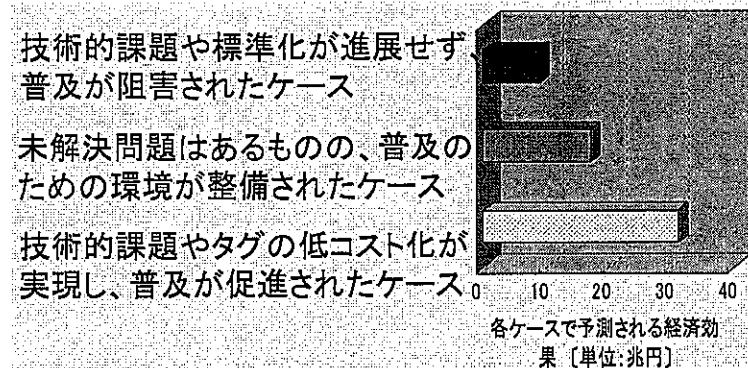
1. 国際標準化とは
2. 主な国際標準化機関
3. ISO及びIECの組織体制
4. 主要な国際規格
5. ISO及びIECの国内対応体制
6. ISO規格の策定プロセス
7. 多様化する国際標準化活動
8. 経済産業省の国際標準化活動支援策

# 1. 国際標準化とはー我が国の規格が国際標準になったら

- メリット(国際競争力の強化、維持)
  - ・仕様を変更せずに製造、販売がグローバルに継続できる
  - ・知財権による外貨利益獲得 RAND原則
  - ・WTO/政府調達協定・TBT協定
  - ・市場活性化(安心して購入できる)によるパイの拡大
- デメリット(他国の規格が国際標準化されたら)
  - ・開発、設計、製造、営業、技術資料などあらゆる場面の二重投資
  - ・同じ市場でのライバルが増加し、コスト競争に陥る危険性
  - ・TBT協定による当該国での輸入指し止めのリスクを背負う事になる
- 自分達の仕様を国際標準にしてもデメリットは無い
  - ・ノウハウは保持できる⇒規格文書にノウハウは記述しきれない

ISOではICタグの国際規格を策定中であるが、普及が促進すると莫大な利益を生む市場に成長すると予測されているため、日本をはじめ各国の企業が技術的課題の解決とともに、規格作りの面で国際標準化を競い合っている。

ICタグの経済波及効果〔出所：総務省〕

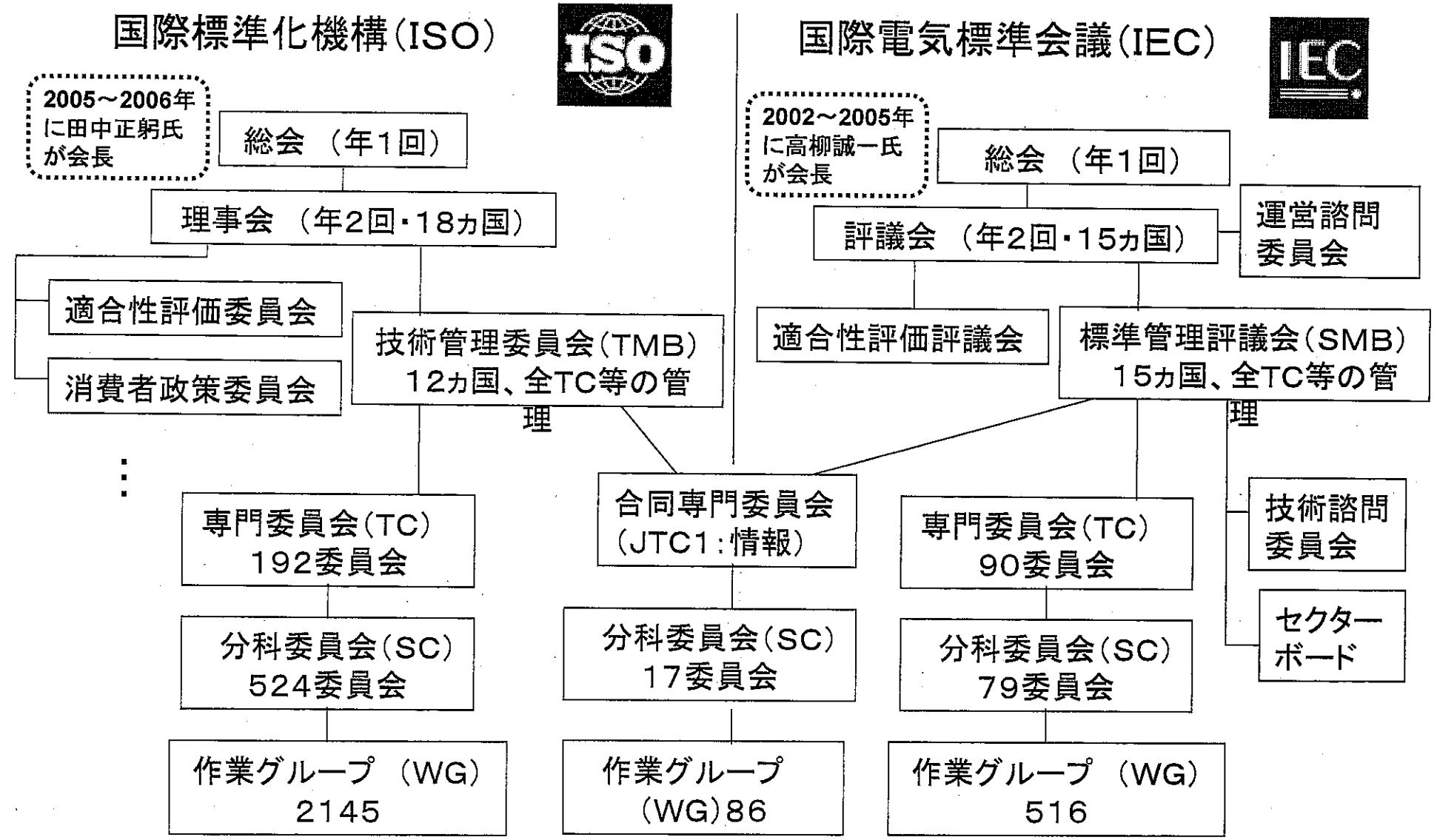


## 2. 主な国際標準化機関

	国際標準化機構 I S O International Organization for Standardization	国際電気標準会議 I E C International Electrotechnical Commission for Standardization	国際電気通信連合 I T U International Telcommunication Union	
			無線通信部門 ITU-R	電気通信標準 化部門 ITU-T
分野	電気、通信を除く全分野	電気技術分野	無線通信技術分野	有線通信技術分野
規格数	15, 649規格※ <sup>1</sup>	5, 454規格※ <sup>1</sup>	約1, 250規格	約3, 000規格
設立年	1926年: ISA設立 1947年: ISOへ改組	1906年	1865年: 万国電信連合設立 1932年: ITUへ改組	
会員数	正会員 100 準会員 47 計147※ <sup>2</sup>	正会員 51 準会員 14 計65※ <sup>2</sup>	加盟国 191 企業会員 650以上※ <sup>3</sup>	

※<sup>1</sup>: 2006年1月現在 ※<sup>2</sup>: 2005年2月現在 ※<sup>3</sup>: 2006年9月現在

# 3. ISO及びIECの組織体制



\* TC... Technical Committee, SC... Sub Committee

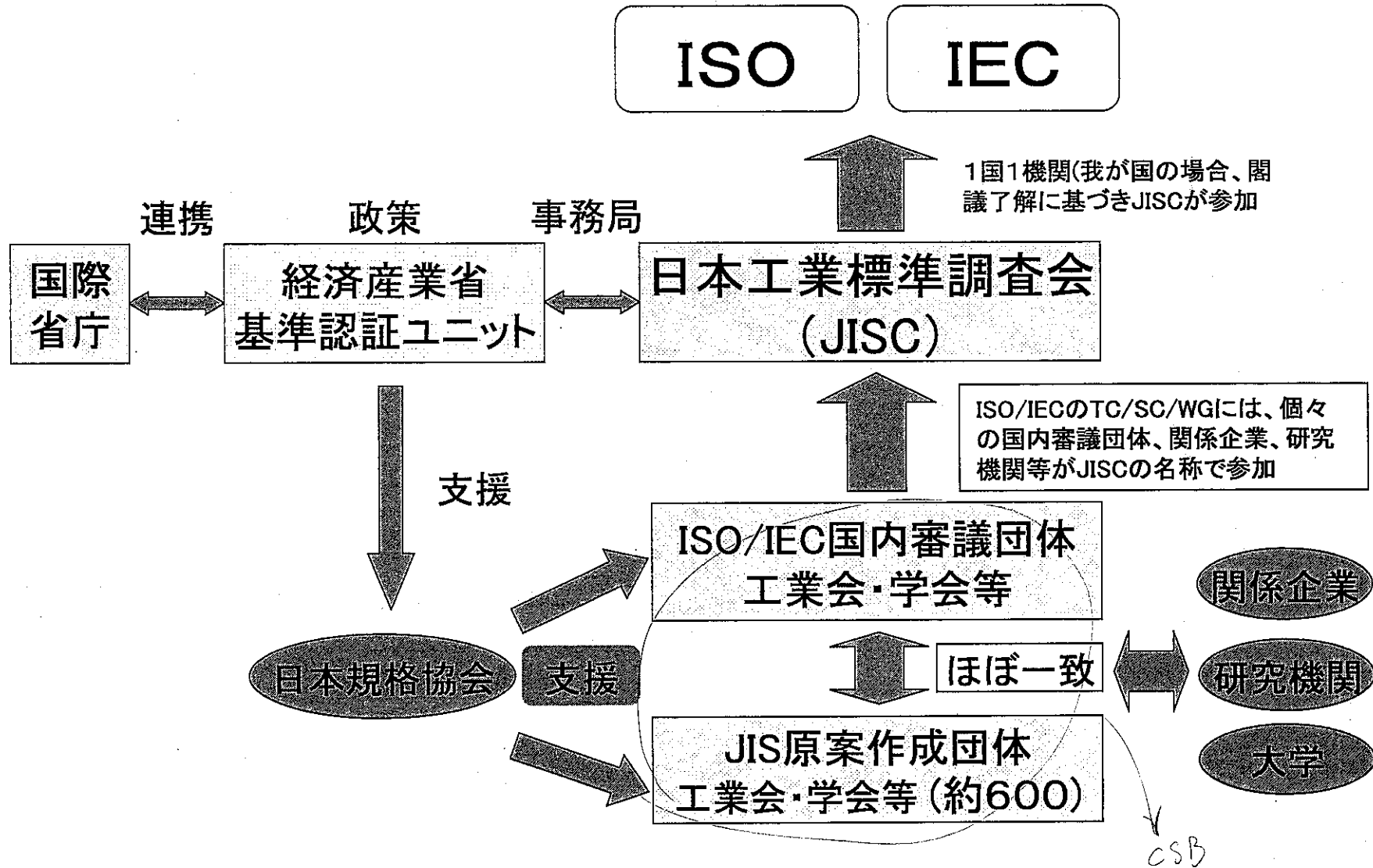
## 4. ISO・IECが策定した主要な国際規格

- ISO2018... 国際標準図書番号(ISBN)
- ISO5800... フィルムの感度
- ISO9001... 品質マネジメントシステム
- ISO9735... EDIFACT(行政、商業、運輸等における電子データ交換に関する規則)
- ISO12100... 機械類の安全
- ISO12234... デジタルカメラのファイルフォーマット
- ISO14001... 環境マネジメントシステム
- ISO18004... 二次元コードシンボルーQRコード\*
- ISO22000... 食品安全マネジメントシステム
- IEC60825... レーザ製品の安全基準\*
- IEC61000-3... EMC(電磁波両立性)
- ISO/IEC7810... 識別カード物理的特性
- ISO/IEC15408... 情報技術セキュリティ
- ISO/IEC18014... タイムスタンプングサービス
- ISO/IEC23912... DVD\*
- ISO/IEC27001... 情報セキュリティマネジメントシステム

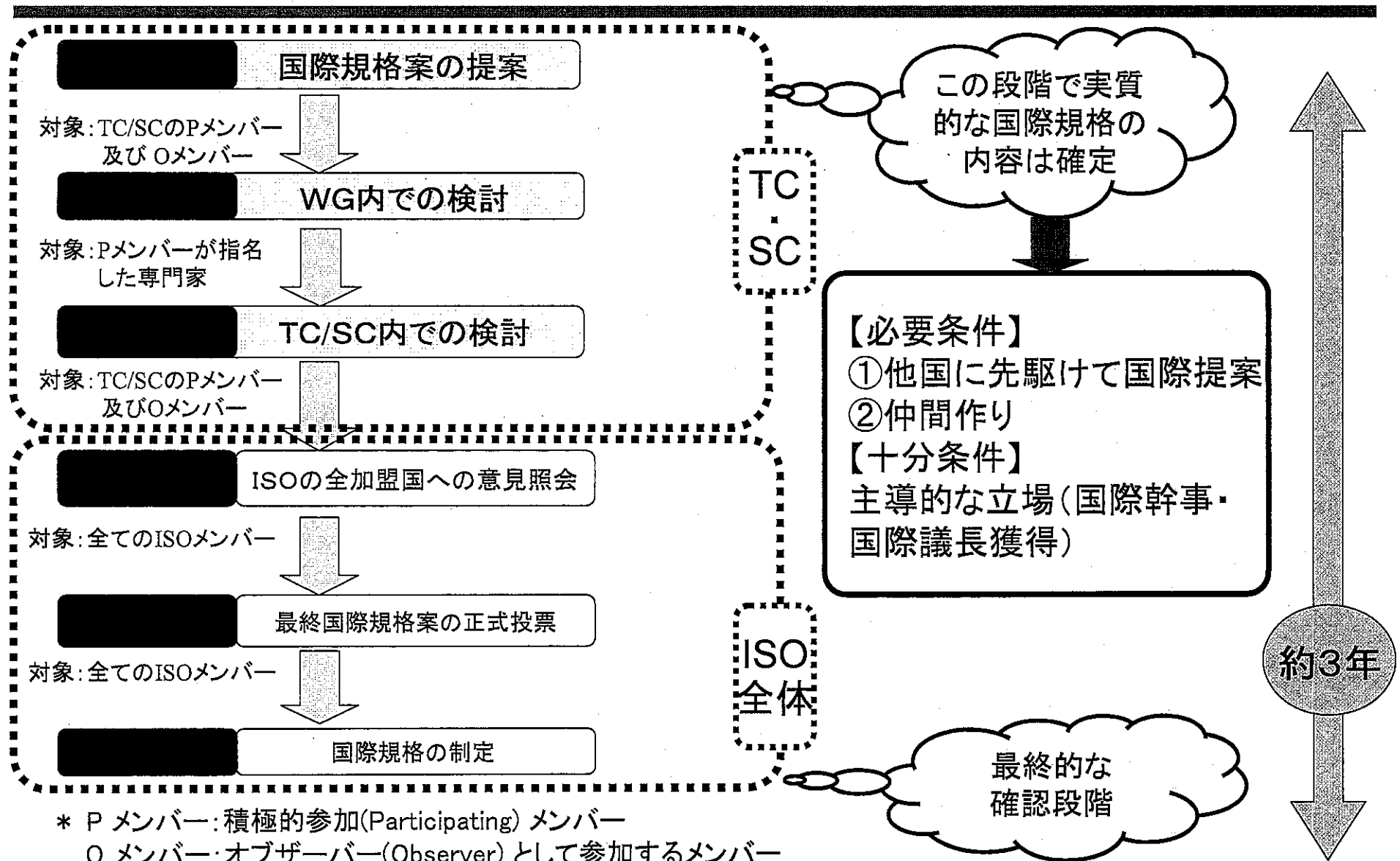
\* 印は我が国からの提案



# 5. ISO及びIECの国内対応体制

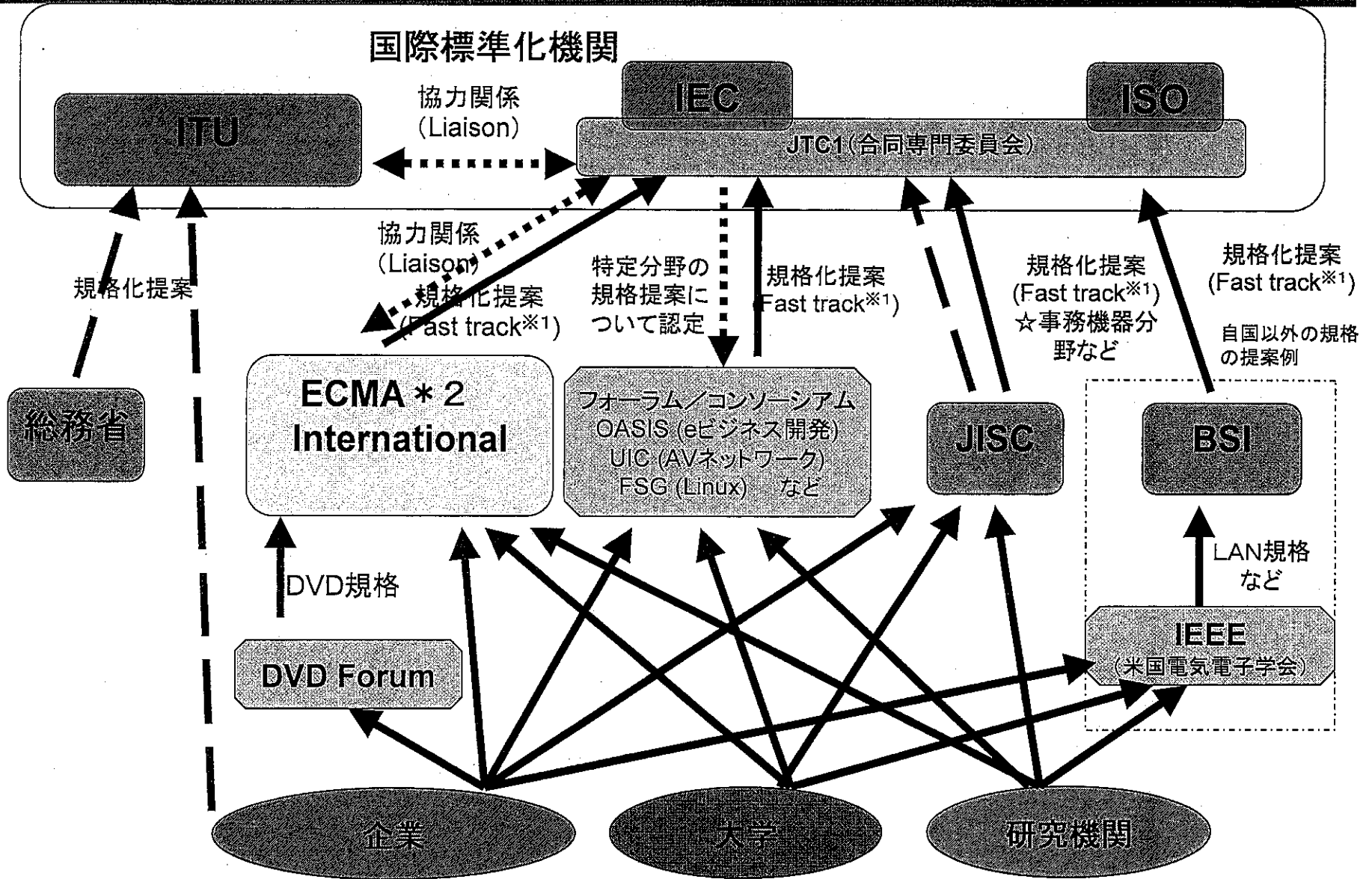


# 6. ISO規格の策定プロセス



\* Pメンバー: 積極的参加(Participating)メンバー  
Oメンバー: オブザーバー(Observer)として参加するメンバー  
\* TC... Technical Committee, SC... Sub Committee

# 7. 多様化する国際標準化活動—情報分野



\*2 European association for standardizing information and communication systems (欧州コンピュータ工業会)のこと。

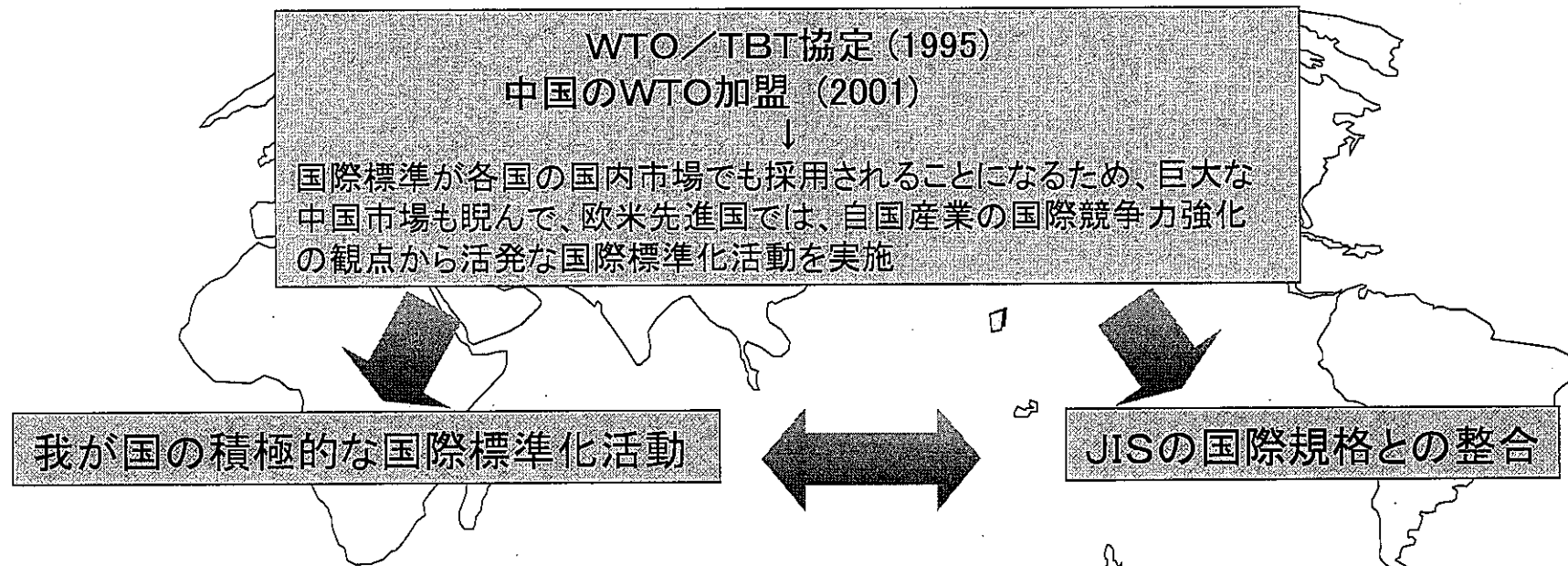
\*1: 規格原案から標準化を開始するのではなく、既存の規格を国際規格案として審議する方法

## Ⅲ. 国際標準化の重要性について

1. WTO/TBT協定
2. 国際標準を巡る環境の変化
3. 欧米の戦略的な標準化政策
4. 研究開発と標準化
5. 知的財産と標準化
6. 新たな分野における標準化
7. 我が国の国際標準獲得事例

# 1. WTO/TBT協定の発効

95年に発効したWTO/TBT協定は、各国に対し強制規格や適合性評価手続きの作成や改正を行う際に、原則、国際規格(ISO・IEC等)を基礎とすることを義務づけ。同様に政府調達協定においても、調達基準には国際規格を基礎とすることを義務づけ



(注)WTO/TBT協定(貿易の技術的障害に関する協定) 第2条4項および付属書3(抜粋)  
加盟国は、強制/任意規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見込めるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制/任意規格の基礎として用いる。(略)

## 2. 国際標準を巡る環境の変化

国際競争力強化を目的とした  
国際標準の戦略的な利用

安全・安心の保持、環境の保護、  
組織の標準化等も対象

環境の変化に伴う新たなビジネスチャンス

### 【国際標準の戦略的利用】

#### ①新しい市場の獲得・拡大

新技術の国際標準化による国際市場（政府調達等の公的市場を含む）の獲得・拡大（ナノク、Suica等）

#### ③不必要な各国技術規制の回避

日本がリードする分野における海外技術的規制の回避（RoHS規制）

#### ②知的財産戦略の推進

知的財産の活用上、国際標準の獲得は決定的に重要（DVD、JPEG等）

#### ④円滑なパートナーシップの基盤

国際標準を志向するアジア諸国等との連携（アクセシブルデザイン（共用品）等）

## 3-1. 欧州の国際標準化戦略

- 欧州は古くから国家政策に標準化政策を明確に位置づける等戦略的に取り組み。
- 1995年の市場統合に際しては、域内各国に欧州規格をベースとした強制法規の導入等を図ることを目的とした「グローバルアプローチ」(1993年)、標準化活動の強化や域内各国が一体となって国際標準化に取り組むこと等を目指した「欧州における標準化の役割」(1999年)等を策定
- 欧州は、欧州規格をベースにISO/IECの活動を主導  
拡大する欧州(加盟国は15→25ヶ国)の徹底活用、ファスト・トラック制度(注)の活用

(注)ファスト・トラック制度

二カ国以上の共通国家規格のISO/IECにおける審議プロセスが簡素化される制度。

【欧州域内の強制法規(CEマーキング制度等)】

⇒域内市場を流通する製品が満たすべき要求事項を定め、これを満たすことを示すCEマークを付さない限り、製品の流通を認めないとする制度。任意規格である欧州規格を満たす製品は、CEマーキングの要求事項を満たすこととされていることから、欧州規格は、一層積極的に規格開発を推進。

## 3-2. 米国の国際標準化戦略

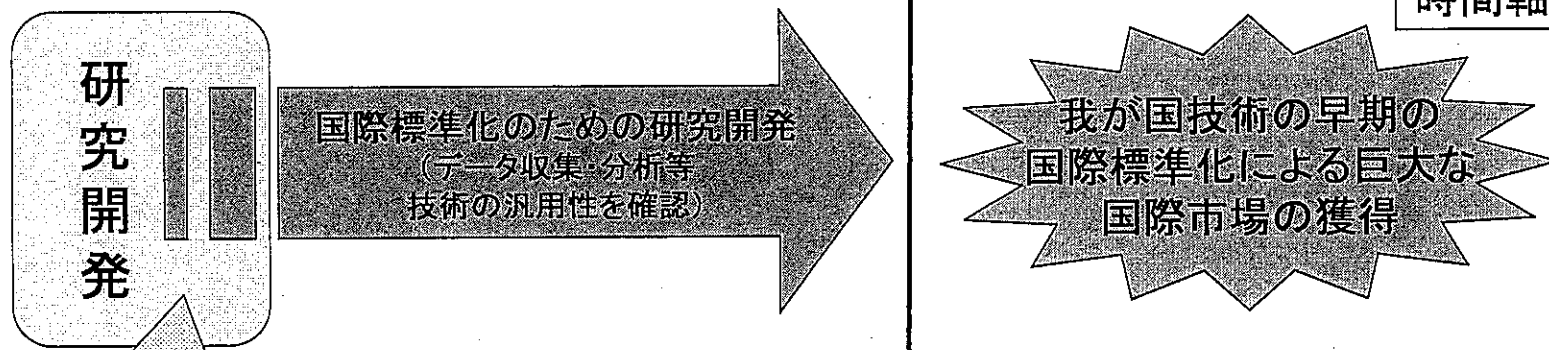
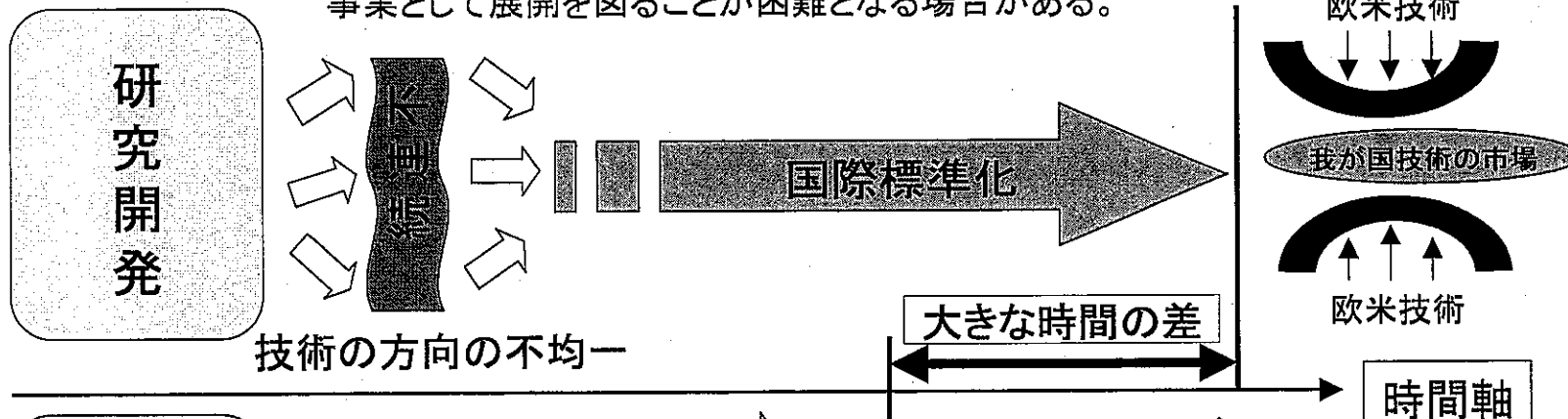
- **WTO/TBT協定の発効(1995年)、欧州の市場統合を契機に、デジュール標準への関与を急速に拡大**  
ISO各委員会の幹事の積極的引受け  
101(93年、独・英・仏に次いで世界第4位)→135(2004年、世界第1位)
- **連邦技術移転促進法(NTTAA)を制定(1995年)**  
連邦機関が規制を策定する際、その技術的基礎として、米国のISO加盟機関でもある米国規格協会(ANSI)が作成する任意規格を積極的に使用すること、また連邦機関は任意規格制定へ参画することを義務づけ
- **商務省が「標準化イニシアティブ(2003年)」を策定**  
政府(商務省、NIST(米国標準技術研究所)、USTR(通商代表部))、米国規格協会(ANSI)及び産業界との連携を強化
  - ・商務省に基準認証担当シニアリエゾンを設置(2003年)
  - ・主要国駐在の商務アタッシェを基準認証担当として任命(2003年)
  - ・主要産業分野において企業と政府が参加する「基準認証ラウンド・テーブル」を設置(2003年)



# 4-1. 研究開発と国際標準化の一体的・連続的推進

## 研究開発と国際標準化の連携がない場合

優れた技術であっても、国際標準化に失敗すれば市場の獲得に支障が生じ、事業として展開を図ることが困難となる場合がある。



日本の技術のオリジナリティ発現等、標準化を行う妥当性を検証

## 研究開発と国際標準化を一体的・連続的に推進した場合

研究開発の初期の段階から戦略的な国際標準化の獲得を想定し、研究開発と標準化の一体的推進を図っていくことが必要。

# 4-1. 研究開発と国際標準化との一体的推進

## 事例1 「光触媒の性能評価試験方法」



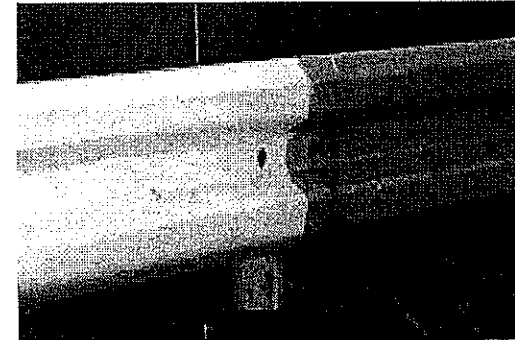
光触媒の研究開発によってセルフクリーニング、空気浄化、水質浄化、  
抗菌・防かび等の様々な環境浄化機能を有することが判明。

しかし、公正な評価方法  
が無かった

- 評価方法によって性能値が異なる
- 性能の良し悪しがユーザーに理解されにくい(目に見えるデータが必要(知覚化))
- 効果が疑わしい商品の出現により光触媒全体の信用失墜の危惧

ISO/TC206(ファインセラミックス)/WG37(光触媒評価方法)を設立し、国際標準化を我が国から順次提案

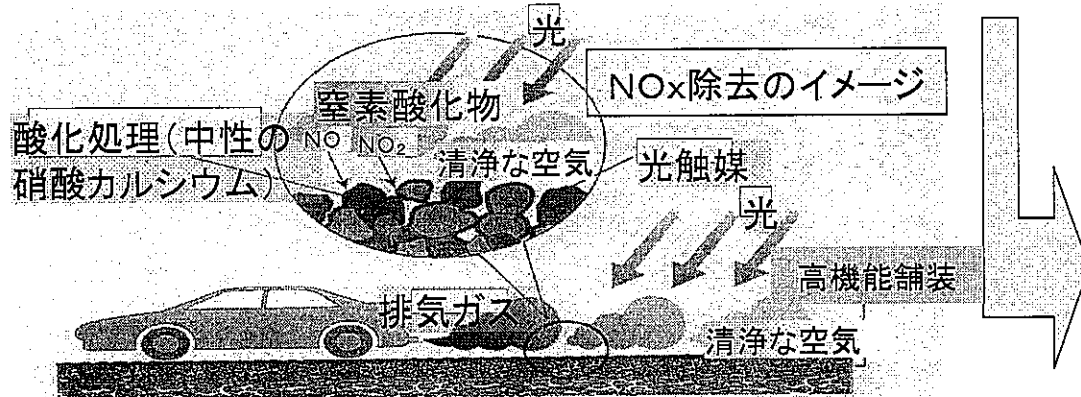
- セルフクリーニング性能評価試験方法
- 空気浄化性能評価試験方法
- 水質浄化性能評価試験方法
- 抗菌・防かび性能評価試験方法



防汚・セルフクリーニング応用製品  
(光触媒塗料を塗装したガードレール)

公正な計測・評価が可能

研究開発の加速化



高機能舗装(光触媒を混合した路面舗装)

- 世界市場の急成長  
日本製品の市場拡大
- ユーザーへの性能データの明示  
効果が疑わしい商品の蔓延防止  
商品に対する消費者の信頼向上

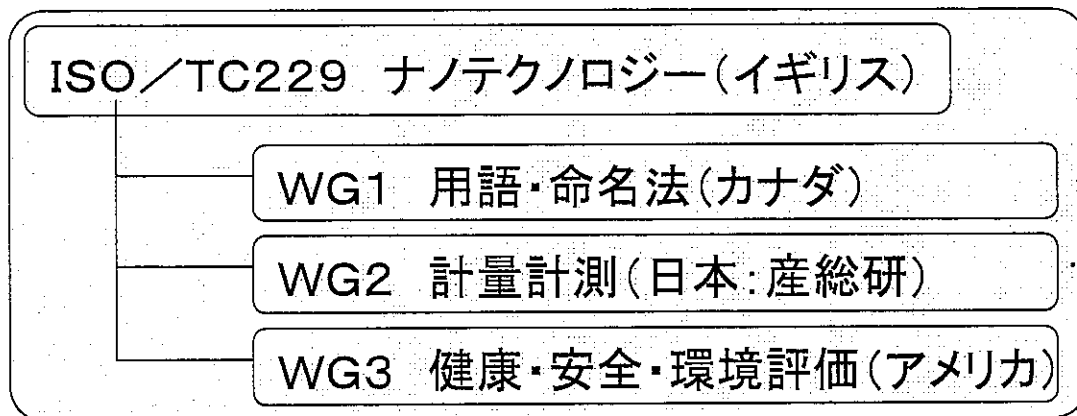
# 4-1. 研究開発と国際標準化との一体的推進 事例2 「ナノ材料の製品性能」

## 国際標準作成をめぐる主導権争い

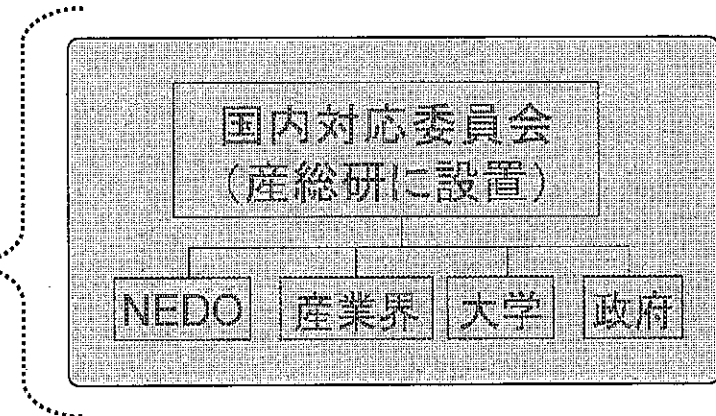
- 研究開発成果の世界展開のためには、国際標準の獲得が不可欠。

- 2005年1月、イギリスがナノテクノロジーの国際標準化に関する専門委員会設置を提案。
- アメリカでも本分野における国際標準化に強い関心を有しており、ASTM(米国材料試験協会)、NIST(米国標準・技術研究所)を中心とした国際的な活動を開始。
- 我が国では、産総研が研究者間の国際的なネットワークを活用し、英国王立物理学研究所との事前調整、アメリカの検討委員会へ参加するなど積極的な事前活動を行い、「計量計測」に関するWGの主査を獲得。

### 【ISOでの検討体制】



### 【国内での検討体制】



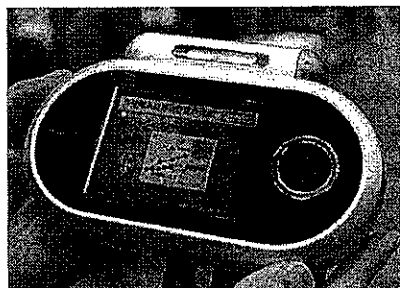
欧米主導の国際標準の策定が行われた場合には、我が国産学官により得られた研究・技術開発成果の世界展開ができなくなる。

# 4-1. 研究開発と国際標準化との一体的推進

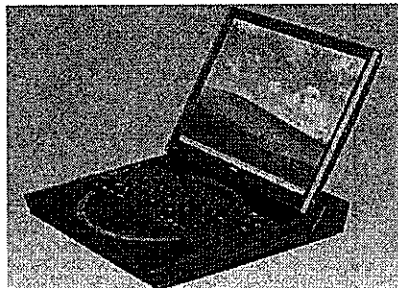
## 事例3 「携帯情報機器用燃料電池の安全性」

高機能化による消費電力量増加→エネルギー密度・高エネルギー効率の携帯用燃料電池が必要燃料がメタノール等の「危険物」であるため、各種規制の対象

機器に関する実用化研究開発



燃料電池利用PDA試作品  
(約5時間の駆動が可能)



燃料電池一体型パソコン  
(動作時間は約10時間)

標準化・規制緩和のための技術開発

安全性の確認、燃料カートリッジの航空機への持込対応 …データ取得、試験方法の開発

IEC/TC105 (燃料電池技術)

我が国の提案により燃料電池・容器の安全性、性能、互換性等について検討し、安全性についてはPAS(公開仕様書)としてH18.2に公表

ICAO (国際民間航空機関)

安全担保の基準としてPASを採用 →燃料カートリッジの機内持込をH19.1から承認

新たな技術開発

燃料カートリッジを交換するだけで、充電することなく長時間利用出来る利便性の高い機器を狙った技術開発

市場の拡大

2015年で80億円

(携帯情報機器300万台に搭載の場合)

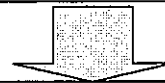
# 5-1. 特許技術に関する環境の変化

【昔】特許のある技術は標準化するのに適切ではない



…とっていたら

【今】標準化すべき技術には既に特許が含まれている！

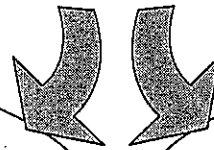


それならば…

戦略的に特許技術を国際標準にして国際市場を獲得！



標準化された技術に特許等の知的財産が包含されるケースが増大



(ライセンサーとしての視点)

自社が保有する特許等を含んだ技術を国際標準化することで、市場を拡大し、利益を増加させたい。

(ライセンスーとしての視点)

国際標準化された技術を利用する際に、そこに含まれた他社特許を容易に、かつ安価に利用したい。



- 特許等の取扱ルール(パテントポリシー)の明確化・共通化
- ライセンス獲得を容易にする仕組み(パテントプール)の整備

## 5-2. 知財を含む国際標準の例(1)

- ▶ 先端技術分野において、標準化された技術に膨大な件数の特許等の知的財産が包含されるケースが増大
- ▶ 自社が保有する特許等を含んだ技術を標準化することで、市場を拡大し、利益を増加させる戦略ツールとして活用する事例も増大

※本表は、知的財産戦略本部 知的創造サイクル専門委員会資料からの抜粋

標準名	対象製品	必須特許数	ロイヤルティ条件	ライセンサ/ライセン
MPEG2	DVD デジタルTV STB DVDディスク	約800件	デコーダ/エンコーダ/コーデック(\$2.5/台) DVDディスク(\$0.03/タイトル)	24社 / 約1100社
DVD(6C)	DVDプレーヤ DVDレコーダ DVD再生用ディスク DVD記録用ディスク	約850件 * 1	DVDプレーヤ(4%最低\$4/台) DVDレコーダ(4%最低\$6/台) DVD再生用ディスク(5¢/枚) DVD記録用ディスク(7.5¢/枚)	7社 / 約300社
DVD(3C)	DVDプレーヤ DVD再生用ディスク	約1,120件 * 2	DVDプレーヤ(\$3.5/台) DVD再生用ディスク(3.75¢/枚)	3社 / ー
Platform WCDMA	第3世代移動体 通信(WCDMA)端末	約180件 (拡大中)	2004年(2\$/台) 2005年(2\$/台) 2006年(3\$/台)	7社 / ー

→ 授受

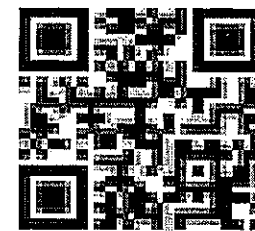
備考 必須特許とは、当該特許の対象となる技術なしでは、標準の対象となる製品が製造できないものをさす

## 5-2. 知財を含む国際標準の例(2)

### 2次元コードシンボル(QRコード) (ISO/IEC 18004)

➤QRコードは、(株)デンソーが物流用に開発した高性能の2次元コード。

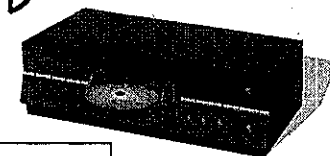
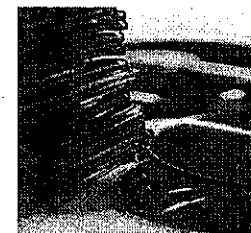
➤QRコードの生成方法に関する特許を無償で公開し標準化することにより、QRコードを普及。デンソーの読み取り装置(ハンディターミナル)における国内シェアは約7割。



### DVD (ISO/IEC 23912ほか)

➤DVDについては、日本企業が主導するDVDフォーラムで標準化した後にISO化。

➤DVDでは二つの大きな特許プール(※)が形成されたが、その特許プールにおける日本企業が持つ特許数は特許プール内の90%以上を占有。



※ 6C: 日本企業の特許件数(前ページの必須特許数 \* 1の内数)の割合100%、  
3C: 日本企業の特許件数の割合約50% (前ページの必須特許数 \* 2の内数)

## 5-3. パテントプール

### 【パテントプールとは】

特定の技術に関する特許等を有する者が、該当特許を一箇所に集め(プール)、ライセンス契約、ロイヤリティの徴収、権利者への配分等を行うシステム。

- ▶公正取引委員会は、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を平成17年6月29日に策定(詳細は以下のURLを参照)  
<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/05.june/05062902.pdf>
- ▶同ガイドラインでは、パテントプールを活用した標準化活動について、以下の制限を課すことは独占禁止法上問題となることとしている。

### 【販売価格等の取り決め】

規格を採用した製品の販売価格等を共同で取り決める。

### 【競合規格の排除】

競合規格の開発・採用を禁止する。

### 【規格の範囲の不当な拡張】

標準化のメリット実現に必要な範囲を超えて、製品の仕様・性能等を共通化する。

### 【技術提案等の不当な排除】

規格を自ら有利(又は特定の事業者にも不利)な内容とする。

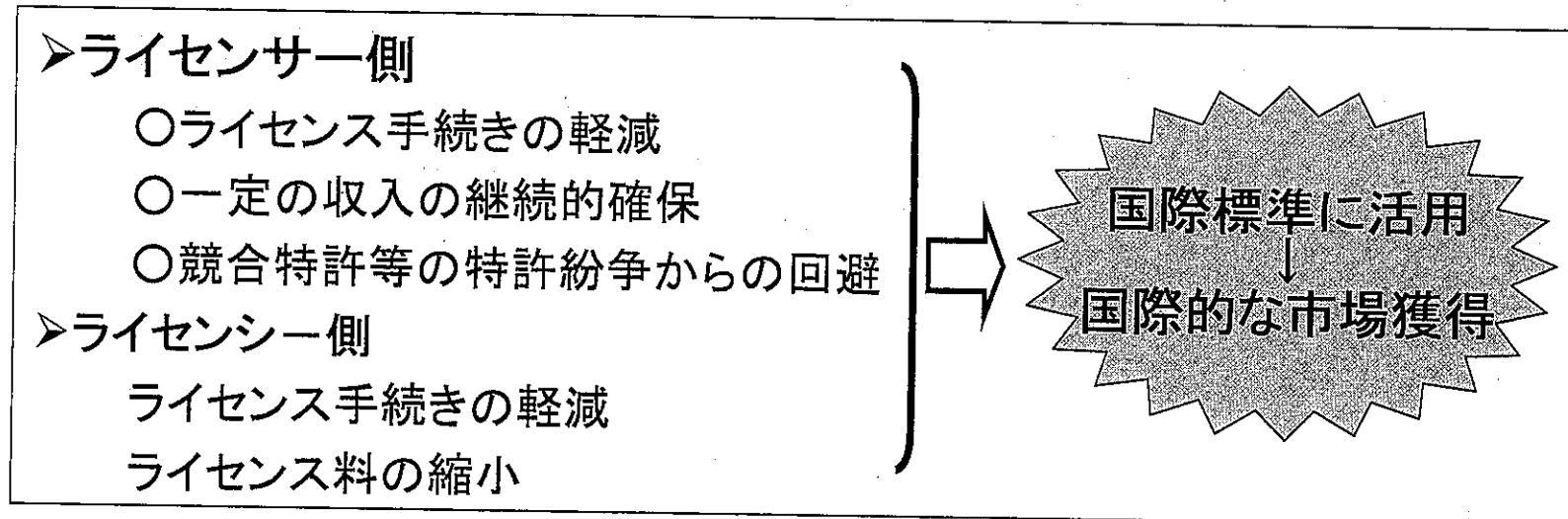
### 【活動への参加制限】

活動に参加しなければ製品市場から排除されるおそれがある場合に、特定の事業者の参加を制限する。



## 5-4. パテントプールの利点と課題

### (1) パテントプールの利点



### (2) パテントプールの課題

- ▶設立メンバーの網羅性の確保
- ▶必須特許の判定と価値評価
- ▶補完特許を含んだパテントプールと独禁法との関係整理
- ▶パテントプール運営主体の機能性・公平性の確保
- ▶パテントプール重複への対応

# 6-3. ISOにおける鉱工業分野以外の標準化動向 ETI 経済産業省

ISOにおいて、近年、鉱工業分野以外でのTC設立やNP(新規業務項目)の提案が近年、目立って増加中。サービス分野におけるISOの全般的な取り組み方針について、今後、議論が進められていく予定。

## サービス分野の既存TC

**TC68(金融サービス)**  
 <日本銀行金融研究所 等>  
 ・1948年設立  
 ・幹事国 米国  
 ・IS数 10件  
 ・検討中の提案数 14件

**TC222(パーソナルファイナンシャルプランニング)**  
 <(社)金融財政事情研究会>  
 ・2000年設立  
 ・幹事国 ドイツ  
 ・IS数 1件

**TC224(飲料水及び下水サービス)**  
 <TC224下水道国内対策協議会>  
 ・2001年設立  
 ・幹事国 フランス  
 ・検討中の提案数 3件

**TC225(市場調査)**  
 <(社)日本マーケティング・リサーチ協会>  
 ・2002年設立  
 ・幹事国 スペイン  
 ・検討中の提案数 1件

**TC228(観光及び関連サービス)**  
 <未定>  
 ・2005年設立  
 ・幹事国 スペイン、チュニジア  
 ・検討中の提案数 6件

## 最近の状況

・ドイツが特に積極的で、次々と新規TC/PCの提案がなされ、設立が決定している。

**PC230(心理分析サービス)**  
 <未定>  
 ・提案国 ドイツ

**PC231(ブランド評価)**  
 <未定>  
 ・提案国 ドイツ

**TC232(教育サービス)**  
 <未定>  
 ・提案国 ドイツ

**PC233(清掃サービス)**  
 <未定>  
 ・提案国 ドイツ

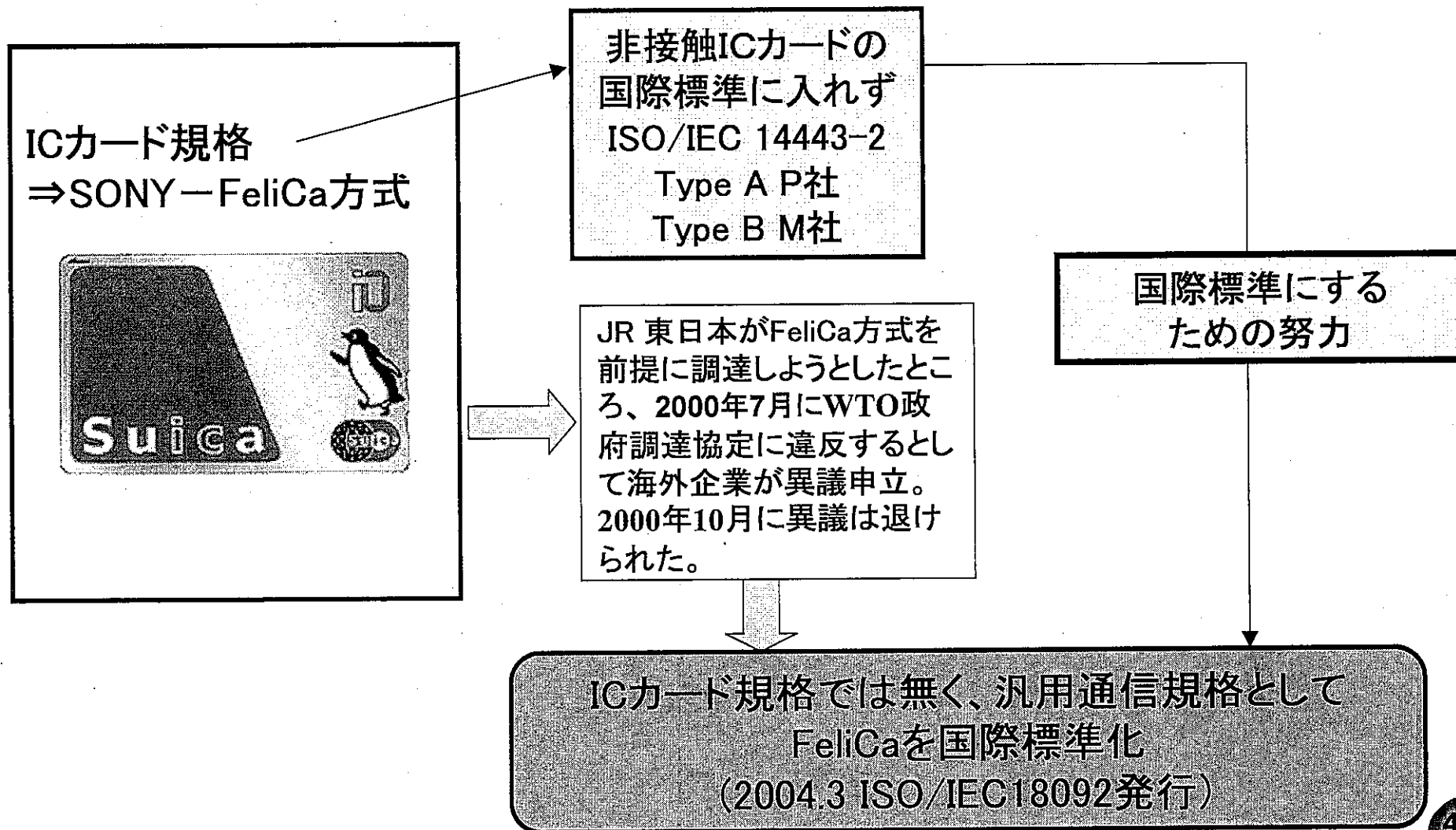
PC : Project Committee 単発の国際標準化案件を取り扱う委員会として、最近TMBで認められた従来のTC/SCに相当する組織

TMB(技術管理評議会)において、サービス分野へのISOの対応方策について議論を行うSAG (Strategic Advisory Group)の設置について検討中。

サービス分野(第3次産業)に関する標準化の増大

# 7. 我が国の国際標準獲得事例ースイカカード

JRのSuica導入に海外企業が待った(政府調達における国際標準の影響)



# 7. 我が国の国際標準獲得事例ーデジタルカメラ METI 経済産業省

デジタルカメラのファイルフォーマット(国際標準獲得を目指した熾烈な争い①)

日本方式

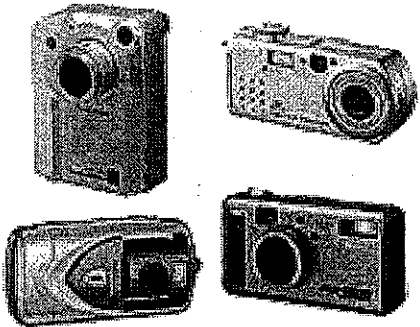
キャノンと富士フィルムの  
二方式を国内で一本化

米国方式(コダック、ポラロイド)

ISO/IECの場で\*棲み分けに合意

2001年に国際規格化

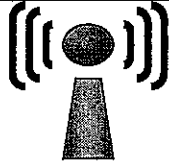
家庭用デジカメの爆発的な普及が  
可能に(我が国のシェア約8割)



\*日本の方式を一般家庭用、米国の方式を高画質の業務用として棲み分け

# 7. 我が国の国際標準獲得事例－無線LAN

## 無線LAN規格国際標準獲得を目指した熾烈な争い②



IT関連の国際標準化のイニシア  
ティブを握る米国

米国電気電子学会 (IEEE) が定めた「802.11」  
シリーズ規格が事実上の国際標準。

無線LAN市場が急拡大する中国

2003年、「802.11」シリーズと全く互換性のない  
独自の暗号化無線LAN規格である「WAPI」を策  
定し、これに準拠しない製品の国内での輸入・販  
売等の禁止、中国企業への規格関連技術のライ  
センス料支払いを義務化。

2004年4月 米中の通商摩擦へ発展

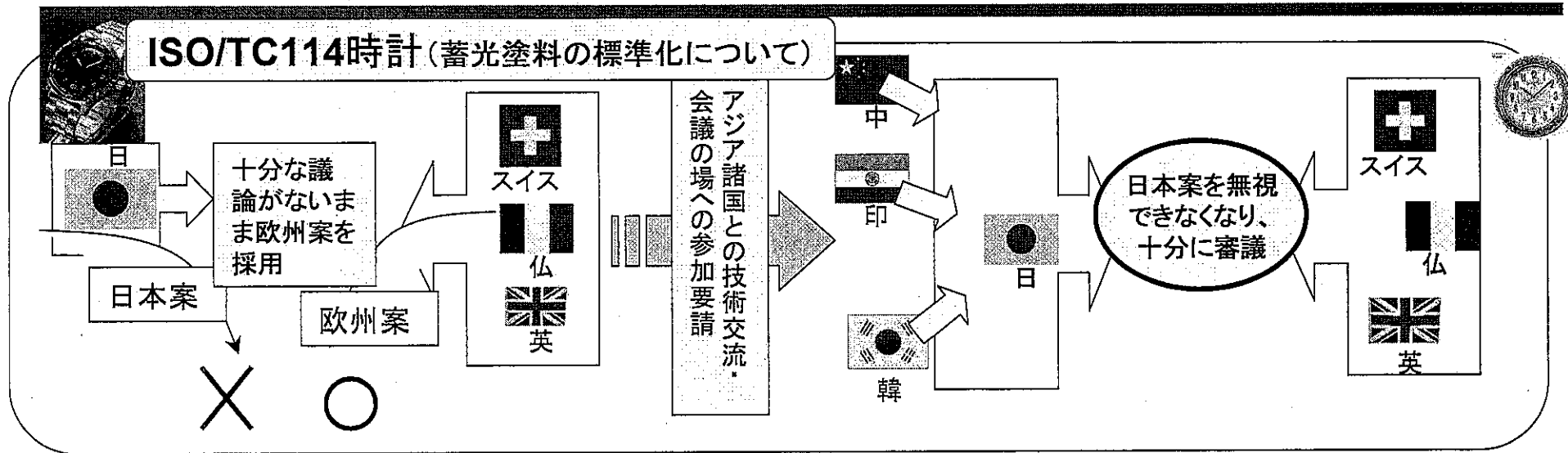
中国側が米国の主張をうけいれ、独自規格導入  
の方針を一旦撤回。

IEEEの「802.11i」(2004年6月制定)無線LAN  
のセキュリティ規格を国際提案

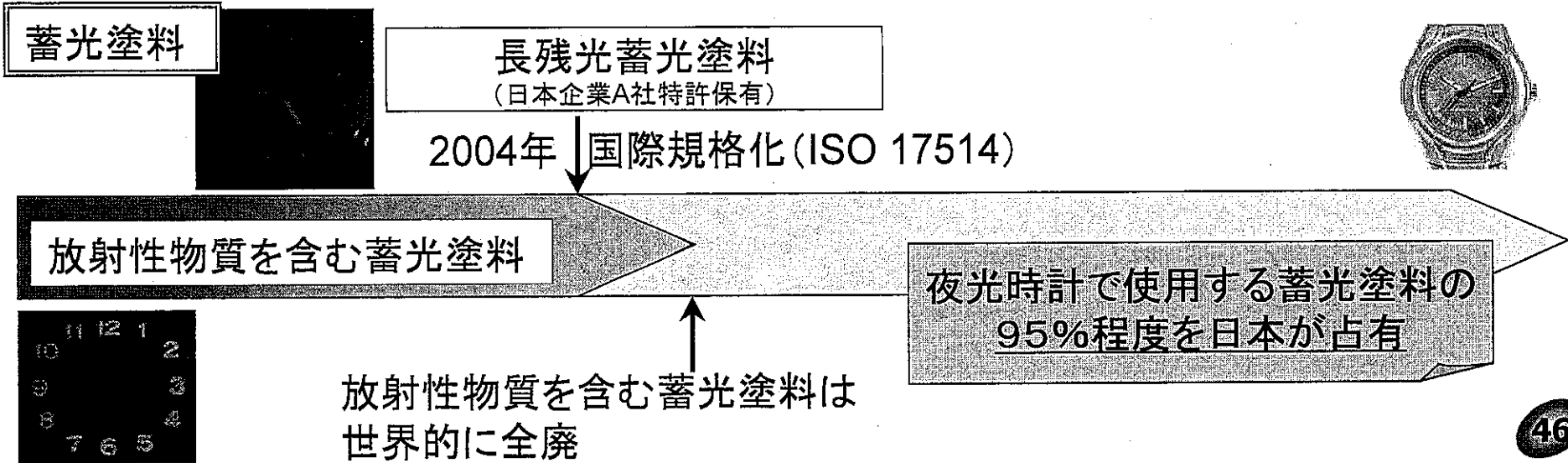
WAPI規格を国際標準化提案

国際標準とするか各国が投票  
(2006年3月7日締め切りで  
IEEEの規格は承認、WAPIは否決)

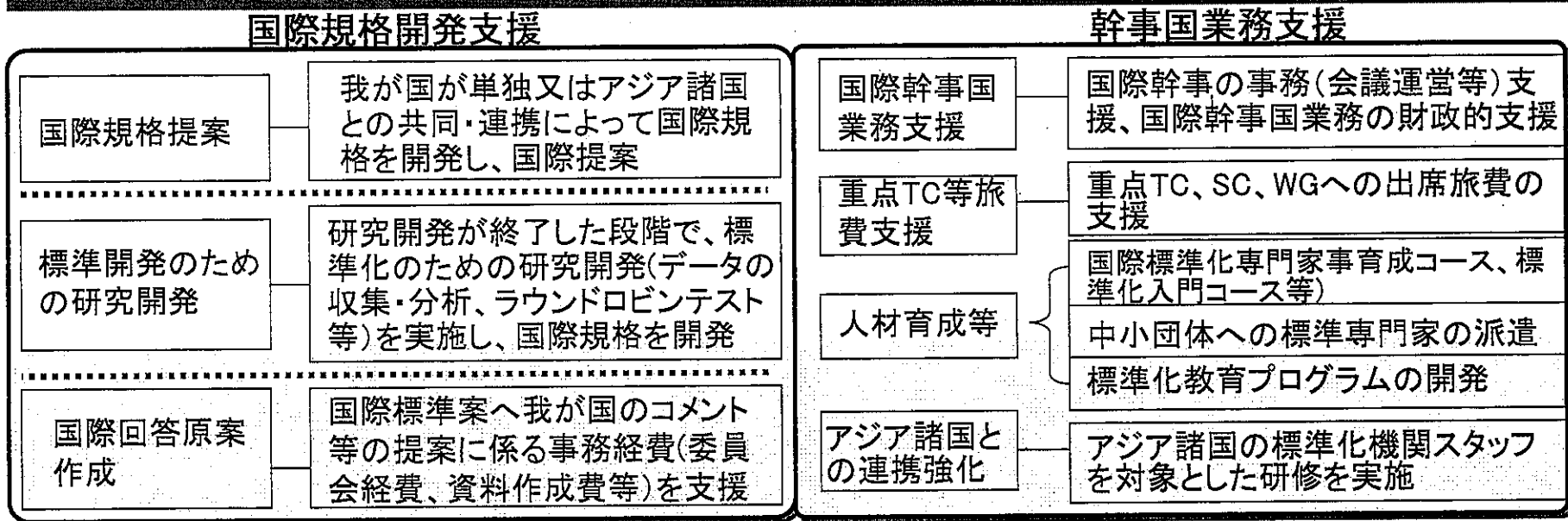
# 7. 我が国の国際標準獲得事例ー時計



アジア諸国との連携の結果、国際会議の場で、優れた技術を持つ日本案に対する理解が得られるようになる。



# 8. 経済産業省の国際標準化活動支援策



(財)日本規格協会(JSA)国際標準化支援のセンター機能(約20人)【事業規模約5億円】

1. 規格開発に関するアドバイザー機能  
標準化関係団体における国際規格開発、JIS原案作成に関して、ノウハウの提供等アドバイスを実施。
2. 規格開発に関する情報提供
  - ①国際議長、国際幹事、コンビーナ交流会
    - ・国際標準化推進にあたり重要な情報の共有を図り、国際議長等の経験の共有化・人材交流を促進。
  - ②ISO/IEC(TMB/SMB、CB,GA)報告会
    - ・ISO/IECの上層委員会に関して、日本代表委員より必要な情報を提供。
  - ③国際標準化関係説明会
    - ・審議団体、国際幹事等に対しISO/IECにおける審議・規格開発ルール等の情報を提供。
    - ・国際標準化活動に必須の基本的文献や資料並びに欧米等の最新関連情報等を掲載。